

小川村耐震改修促進計画

(第Ⅱ期)

令和 4 年 1 月 策定

小川村

《耐震改修促進計画》 目 次

はじめに

1	計画の目的	1
2	本計画の位置づけと他の計画の関係	1
3	計画期間等	1
4	耐震化の必要性	1
5	本計画の対象とする建築物	3
1	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4
1	想定される地震の規模	4
2	耐震化の現状	8
3	耐震改修等の目標の設定	1 1
4	公共建築物の耐震化の目標等	1 3
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	1 4
1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	1 4
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	1 5
3	安心して耐震改修を行なうことができる環境整備	1 6
4	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	1 7
3	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	1 8
1	地震ハザードマップの作成・公表	1 8
2	相談体制の整備及び情報提供の充実	1 8
3	パンフレットの作成とその活用	1 8
4	リフォームに併せた耐震改修の誘導	1 8
5	自治会等との連携策及び取り組み支援策	1 8
6	耐震改修促進税制等の周知	1 9
7	各種認定制度による耐震化の促進	1 9
4	所管行政庁との連携に関する事項	2 0
1	法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携	2 0
2	建築基準法による勧告又は命令等の実施	2 1
5	その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	2 2
1	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	2 2
2	その他	2 2

1 計画の目的

小川村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的とし策定しました。

2 本計画の位置づけと他の計画との関係

小川村耐震改修促進計画は、平成 18 年 1 月 26 日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐促法」と表記。）第 7 条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、本村における他の計画（小川村地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

3 計画期間等

本計画では、平成 20 年度から令和 2 年度までの 13 年間の第 1 期間計画とし、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の第 2 期と位置づけ、目標値の設定や耐震化へ向けた取り組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ、どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成 26(2014)年 11 月 22 日(土)午後 10 時 8 分、マグニチュード 6.7 の長野県神城断層地震が発生し、本村でも震度 6 弱を観測しました。これにより人的被害は軽傷者一人でしたが、建物被害は、全壊 2 棟、半壊 11 棟、一部破損 225 棟に及びました。

また、平成 23 (2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災(マグニチュード 9.0)では、東北で最大震度 7 を観測し、大津波も誘発し大きな被害をもたらしました。さらに、令和 3 (2021)年 2 月 13 日には東北で震度 6 強の地震に見舞われましたが、これは約 10 年を経過したのちの余震と言われています。

平成 28(2016)年 4 月 14 日には、最大震度 7 を観測した熊本地震、平成 30(2018)年 6 月 18 日には、震度 6 弱を観測した大阪北部地震、同じ年の 9 月 6 日には、最大震度 7 を観測した北海道胆振東部地震など日本列島で大きな地震が頻発しています。

平成 16 年 10 月には新潟県中越地震、平成 17 年 3 月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震が発生して多大な被害をもたらしており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況となっています。また、東海地震、東南海・南海地震等について発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

(2) 大地震時の死因の約 9 割は建物の倒壊によるものです。

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の

尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

この教訓を踏まえ、地震による人的、経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成 17 年 3 月）においては、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震に関する関係法令の改正について

・平成 18 年 1 月 26 日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

ア 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成。

イ 建築物に関する指導等の強化として、

(ア) 道路を閉塞させる恐れのある建築物の指導・助言を実施

(イ) 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

(ウ) 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

(エ) 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修等が追加されました。

・平成 25 年 11 月 25 日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。この改正により、

(ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成 27 年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

(イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

- ・平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア、(4)及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、並びに(3)に関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています（表1-1、図1-1）。

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあつては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています（表1-2）。

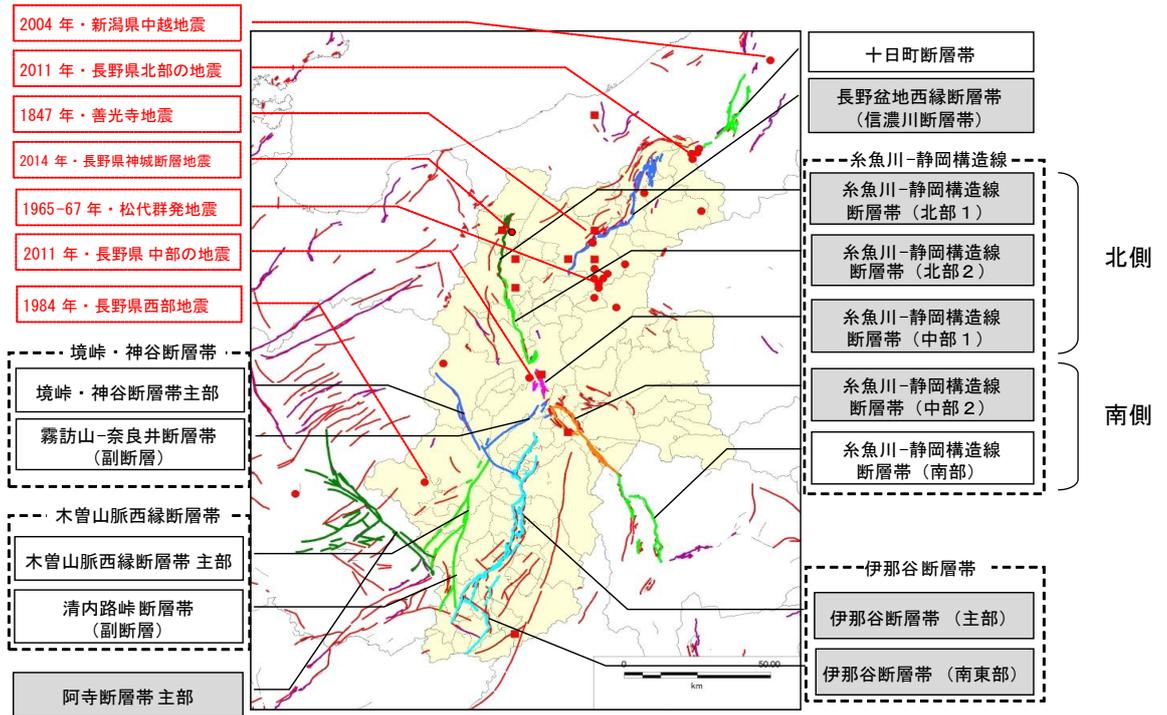
（表1-1）想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震	全体	文部科学省研究開発局 ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査 ベースモ デル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型 地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	—	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	—	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	—	9.0	9.0	1ケース

（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について

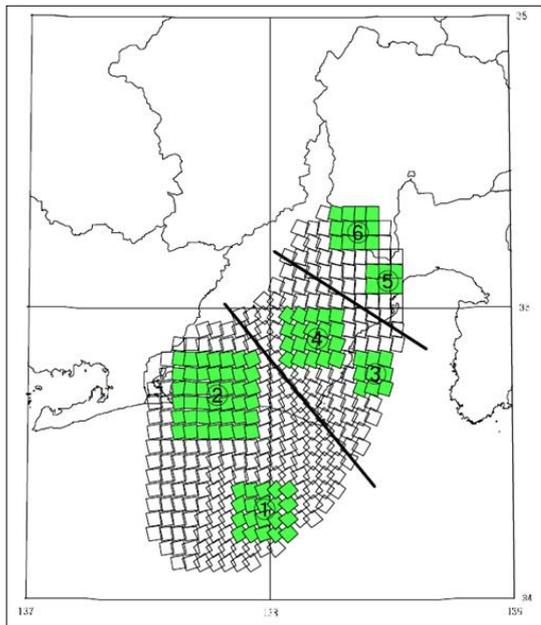
断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。M₄～M₈の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



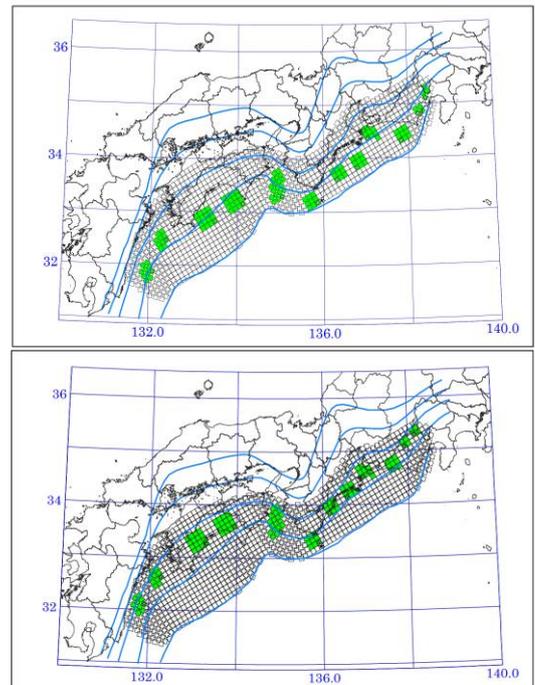
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□：小断層 ■：強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)(上図：基本ケース、下図：陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70%~80% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R3.1地震調査研究推進本部による。

※3 H27.3第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

平成14年3月に報告された「長野県地震対策基礎調査」では、県内の主要な活断層をもとに、発生の可能性のある大規模地震として5つの内陸型地震と東海地震について、震度予測と人的・物的な被害を想定し、下表のとおり報告がなされています。また、想定した地震以外にも、県内に被害を引き起こす地震が本県やその周辺において発生する可能性があります。

小川村の被害想定

(単位：棟)

区分 想定地震名	木造建築物		非木造建築物		合計	
	全壊	半壊	大破	中破	全壊・大破	半壊・中破
東海地震	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
糸魚川－静岡構造線(北部)	220 (7.2)	1,075 (35.3)	32 (22.2)	36 (24.2)	252 (7.9)	1,111 (34.7)
糸魚川－静岡構造線(中部)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	7 (4.4)	1 (0.0)	7 (0.2)
伊那谷断層帯	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
信濃川断層帯	0 (0.0)	30 (1.0)	12 (8.4)	15 (9.8)	12 (0.4)	45 (1.4)
阿寺断層系	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

※ () 内は全村の対象構造物に対する被害率(%) (出典：H14.3長野県地震対策基礎調査報告書)

小川村の被害想定(人的被害)

(単位：人)

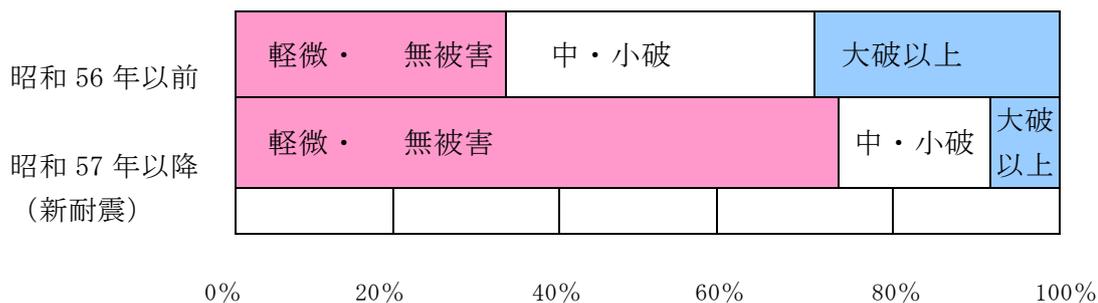
区分 想定地震名	死者数	重傷者数	軽傷者数	避難者数
東海地震	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線(北部)	6	12	237	1,697
糸魚川－静岡構造線(中部)	0	0	8	11
伊那谷断層帯	0	0	0	0
信濃川断層帯	0	2	30	78
阿寺断層系	0	0	0	0

※ 人的被害は、季節(夏・冬)、時刻別(昼・夜)に想定しており、上記は冬の夜間に発生した場合の被害想定。(出典：H14.3長野県地震対策基礎調査報告書)

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和55年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和56年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。



(2) 建築時期別の住宅の状況等

令和2年末の村内の住宅総数は、939戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、511戸で全体の54%を占めています。

（令和3年度固定資産税課税台帳から）

住宅総数		木造 886	非木造 53	計 939
うち昭和55年以前建築	～S24	126		126
	S25～35	69		69
	S36～45	106	1	107
	S46～55	200	9	209
	うち昭和56年以降建築	385	43	428 (56%)
うち昭和56年以降建築	S56～H2	125	7	132
	H3～12	149	24	173
	H13～	111	12	123

また、村では既存住宅等の耐震化を推進するため、平成18年度から、住いの安全「とうかい」防止対策事業を実施してきました。診断を実施した住宅は182戸（内精密診断19戸）で、そのうち2戸が耐震補強を行っています。

耐震診断	H18～23	H24～29	H30～R2	計
簡易診断	182	0	0	182
精密診断	18	1	0	19
耐震改修	2	0	0	2

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 729 戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状で 77.6%と推計されます。

住宅総数 (a)	939
耐震性を満たすもの (b = d + f + g)	729
耐震化率 (c = b / a)	77.6%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	428
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	511
耐震性を有しているもの有していると推測されるもの (f)	201
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	100
耐震性がないものまたはないと推測されるもの (h)	210

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

村内に、多数の者が利用する特定建築物は 7 棟あります。このうち昭和 55 年以前に建築されたもの 2 棟は、すべてが耐震性を有すると推測されております。和 56 年以降に建築されたもの 5 棟を加えた、7 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 100%と推計されます。

* 特定建築物については全て村有公共施設である。

特定建築物総数 (a)	7
耐震性を満たすもの (b = d + f)	7
耐震化率 (c = b / a)	100.0%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	5
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	2
耐震性を有しているもの有していると推測されるもの (f)	2
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（詳細）

多数の者が利用する特定建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に非難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応拠点となる建築物	IV 災害時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所、庁舎等公益的な施設	学校、体育館	診療所	保育園、その他社会福祉施設	旅館、工場、共同住宅等	
令和2年における棟総数 (a)	1	3	0	2	1	7
耐震性を満たすもの (b = d + f)	1	3	0	2	1	7
耐震化率 (c = b/a)	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%
昭和57年以降に建築された棟数 (d)	1	2	0	1	1	5
昭和56年以前に建築された棟数 (e)	0	1	0	1	0	2
耐震性を有しているもの (f)	0	1	0	1	0	2
耐震性がないもの (g)	0	0	0	0	0	0

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 建替等に伴う更新による耐震化率の推計

今後の5年間においても、建築物の老朽化等に伴う建替えや取壊しにより、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します。(以下「建替等に伴う更新」という。)

これまでの建替等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで建替え等が推移するとした場合の令和7年時点における住宅の耐震化率を推計します。

	令和2年	令和7年
住宅総数 (a)	939	914
耐震性を満たすもの (b = d + f + g)	729	754
耐震化率 (c = b / a)	77.6%	82.5%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	428	453
昭和55年以前に建てられたもの (e)	511	461
耐震性を有しているもの有していると推測されるもの (f)	201	201
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	100	100
耐震性がないものまたはないと推測されるもの (h)	210	160

(2) 耐震化率の目標の設定

基本方針において、「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年度までに少なくとも95%にするとともに、令和7年までに「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」ことを目標としていますが、県計画の耐震化率の目標並びに本村において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、村内の地震被害想定を半減化を目指して、令和7年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

- ア 住宅については、耐震化率の目標を90.0%とします。
- イ 多数の者が利用する特定建築物については、耐震化率の目標を100.0%とします。

目標の達成に向けては、今後5年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、村民に対する周知や施策の推進により、住宅にあつては69戸の耐震改修が必要になります。また、多数の者が利用する特定建築物についてはR2年度時点で耐震化率が100%となっており、基本方針の目標を上回っております。

令和7年における住宅の耐震化率の目標

	住 宅
令和2年における住宅総数 (a)	939
耐震性を満たすもの (b)	729
耐震化率 (c = b/a)	77.6%
令和7年における住宅総数 (d)	914
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和7年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新による (e))	754
建替等に伴う更新による平成27年における耐震化率 (f = e/d)	82.5%
目標 (90%) を達成するために令和7年時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	823
令和7年までに耐震改修が必要な戸数 (h = g - e)	69
令和7年における耐震化率の目標 (i = g/d)	90.0%

4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行なわれ、②学校は、避難場所等として活用され、③診療所は災害による負傷者の治療が行なわれるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち村有施設（以下「村有施設」という。）にあつては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 村有施設の耐震化の基本方針

村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

(2) 村有施設の耐震化の現状と目標

現在、村有施設のうち災害拠点施設等（村営住宅を除く。以下同じ。）は12棟あり、昭和55年以前に建てられたものが4棟（構成比33.3%）で、そのすべてが耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものとなります。昭和56年以降に建てられた8棟を加えた12棟すべてが耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は100.0%となります。

建築物の分類	本庁舎、支所庁舎等	小中学校 体育館	診療所	社会福祉施設等	左記意外の用途	合計
総頭数 (a=d+e)	1	4	1	3	3	12
耐震性があると判断されるもの (b = d + f)	1	4	1	3	3	12
耐震化率 (c = b / a)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
昭和56年以降に建築された棟数 (d)	1	3	0	1	2	7
昭和55年以前に建築された棟数 (e)	0	1	1	2	1	6
耐震性を有すると推測されるもの (f)	0	1	1	2	1	6
耐震化が必要なもの (g) ※	0	0	0	0	0	0

(3) 公営住宅（村営住宅）の耐震化の現状及び目標

村有施設のうち村営住宅は15団地116戸、58棟を管理しています。（令和3年4月1日現在）全てが昭和56年以降に建築されたもので、現在の耐震化率は100%となっています。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。県は、こうした所有者の取組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

（1）耐震化の推進のための役割分担

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題として捉え、自助努力により取り組むことが不可欠です。

耐震診断や耐震改修を積極的に行なうことのほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ 関係団体等

建築関係団体等にあつては、村民が自ら耐震化を行なう際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行なうとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

ウ 村

村においては、地域の実状に応じて所有者にとって耐震診断や耐震改修を行ないやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体と連携しながら実施するものとします。

また、建築物の耐震化を推進するためには耐震診断の実施の促進を図ることが重要であり、新耐震基準前（昭和56年以前）の住宅について積極的、計画的に耐震診断の実施を推進します。

エ 県

県は、所有者の取組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施

村においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成18年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成30年度から住宅・建築物耐震改修総合支援事業に改称）（補助事業）を実施してきました。所有者が耐震化に関する支援策を受けられることができるよう、県と連携しながら、昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修等に対し引き続き支援していきます（表2-5）。

（表2-5）事業の概要（令和2年度現在）

区分	耐震診断	耐震改修 (現地建替え含む)
対象建築物	◇昭和56年以前の既存木造住宅	
助成内容	耐震診断士の派遣（無料）	耐震改修（補強）工事に要する経費の一部を助成

(2) 建替え、住替えの促進

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替えや住替え等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は約40年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、従来の啓発パンフレットの配布や広報紙の活用による周知のほか、所有者へのダイレクトメールや個別訪問等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法、耐震改修促進税制に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、村に「耐震改修相談窓口」をもうけることとします。

また、すまいの安全「とうかい」防止対策事業の実施に際し、県において耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿の閲覧や紹介などを行なっていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心掛けて実施します。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間等の機会を通じて、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、県及び市町村の相談窓口において、所有者向けの安全点検チェックポイントによる技術面の助言等により、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、指導・助言を進めていきます。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策等

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じ込められる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

(4) エスカレーターの脱落防止対策

東北地方太平洋沖地震及びその余震において、ショッピングセンターに設置されていたエスカレーターが落下するという被害が複数発生しました。既設のエスカレーターについては十分なかかり代を設けるなどの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

(5) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

(6) 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を周知・促進します。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は村において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくことにします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

村において相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行いません。

また、チラシの配布や広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、耐震診断未実施の所有者に対するダイレクトメール等による啓発、耐震診断支援をした所有者に対しては、診断結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を合わせて行うことを推進します。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行いません。

また、県と連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなどの出前講座を行うとともに、住民に身近な地区公民館などでも出張講座を実施します。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修や水回りの更新、バリアフリー工事等の各種リフォーム工事、空き家対策と連携した古民家リノベーション等による空き家の利活用時に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォームに併せた耐震改修を誘導します。

また、民間事業者等の行う住宅関連フェアや市町村のリフォーム工事への補助制度等とも併せて啓発を行います。

5 自治会等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、村において啓発や重要な支援を行いません。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和2年4月現在）。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

7 各種認定制度による耐震化の促進

平成25年の法改正により、建築物の耐震化を円滑に進めるための促進策が講じられました。これら制度を積極的に活用して、耐震化を促進します。

(1) 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率の特例（法第17条）

法改正により、認定を受けることのできる耐震改修工法の拡大が図られるとともに、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、耐震改修計画の認定を受けることにより、容積率や建蔽率の特例措置が認められ、建築物の円滑な耐震化を図ります。

(2) 建築物の地震に対する安全性の認定・表示制度（法第22条）

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、その建築物や広告等に認定を受けた旨を表示することができます。

この認定制度は建築物の所有者からの申請に基づく任意のものであるため、表示がされていないことをもって、建築物が耐震性を満たさないこととはならないことについて正しく周知するとともに、公共建築物については表示制度を積極的に活用し、制度の周知を図ります。

(3) 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第25条）

耐震性が確保されていない区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、区分所有法による共用部分の変更決議要件が3/4から1/2に緩和されます。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行なうこととしていることから、本村においても村内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

(1) 診断義務付け対象建築物に対する指導等の実施

ア 診断義務付け対象建築物である旨の周知

本計画により要安全確認計画記載建築物を定めた場合には、その所有者に対して、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告する義務のある建築物（以下「診断義務付け対象建築物」という。）となっている旨について、文書の送付による通知等により十分な周知を行うとともに、その確実な実施を図ります。

イ 期限までに耐震診断の結果を報告しない場合の指導等

診断義務付け対象建築物について、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別に文書の送付による通知等を行い、耐震診断結果の報告を促します。それでもなお報告しない場合は、所有者へ相当の期限を定めて耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより公表します。

ウ 耐震診断結果の公表

報告された耐震診断の結果の公表については、対象用途ごとに取りまとめた上で、ホームページ等により行うとともに、公表時期については耐震改修の実施の検討に要する期間を考慮して行います。

また、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなどして、迅速に耐震改修等に取り組んだ所有者に配慮することとします。

エ 耐震改修の指導及び助言並びに指示等

報告された耐震診断の結果を踏まえ、改修に関する説明又は文書の送付により必要な指導・助言を行います。指導に従わない場合は、耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより指示を行います。また、正当な理由がなく、指示に従わない場合は、その旨を公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより公表します。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物に対する指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うものとします（表4-1）。

ア 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。

イ 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。

ウ 公表は、公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより行います。

(表4-1)

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条、法15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物 (法15条第2項)		指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物 (法第16条第1項、第2項)	—	—	—

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1) 法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項による命令を行います。

(2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、毎年、評価・検証を行い、適時見直すこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
学校 (上記学校を除く)	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅 (共同住宅に限る) 寄宿舎又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物